全ト協発第 28 号(企)
令和 7 年 4 月 9 日

都道府県トラック協会
会　長　殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会 長　坂 本　克 己

国土交通大臣からの「トラック運送業界に対する価格転嫁及び賃上げについての要請」について

平素より、当協会の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨日（４月８日）中野洋昌国土交通大臣より「トラック運送業における価格転嫁及び賃上げに関する取組について」要請を受けました。

中野大臣からは、価格転嫁や賃上げについては、荷主側での取り組みのみならず、トラック業界内においても取り組める余地があるとの視点から、特に次の３点について取り組みをお願いしたい旨のご発言がございました。

①元請トラック事業者を中心に、下請法改正に関する十分な周知と、施行前からの早期の自主的な対応への着手

②元請をはじめとする他の事業者に運送委託を行う全てのトラック事業者におかれては、多重取引構造を当然とする商習慣の見直しと、実運送に係るコストを勘案した価格決定

③すべてのトラック事業者におかれては、労務費転嫁指針の趣旨を踏まえ、少なくとも運賃収入の上昇分は、トラックドライバーの給与の引き上げに、確実に反映させること

また、手交された要請文書には、上記を含めて６項目の要請が列記されております。

つきましては、要請文書を添付いたしますので、貴協会会員事業者の皆様が本要請にご理解いただき、積極的に価格転嫁及び賃上げにお取り組みいただくよう、周知賜りたくお願い申し上げます。

なお、本要請の内容に関する解説資料を作成し、後日送付させていただく予定です。